

環境影響評価指針の一部改正新旧対照表

現行	改正（案）	備考（改正趣旨）
<p>目次</p> <p>第 1 趣旨</p> <p>第 2 用語</p> <p>第 3 環境影響評価の項目等の選定に関する指針</p> <p>第 4 事業特性及び地域特性の把握</p> <p>第 5 環境影響評価の項目の選定</p> <p>第 6 調査、予測及び評価の手法</p> <p>第 7 標準手法</p> <p>第 8 調査の手法</p> <p>第 9 予測の手法</p> <p>第 10 評価の手法</p> <p>第 11 環境保全措置に関する指針</p> <p>第 12 環境保全措置の検討</p> <p>第 13 検討結果の検証</p> <p>第 14 検討結果の整理</p> <p>第 15 事後調査の実施</p> <p>第 16 事後調査の項目等の選定に関する指針</p> <p>第 17 方法書の作成</p> <p>第 18 準備書の作成</p> <p>第 19 評価書の作成</p> <p>第 20 報告書の作成</p> <p>第 21 環境影響を受ける範囲と認められる地域</p>	<p>目次</p> <p>第 1 趣旨</p> <p>第 2 用語</p> <p>第 3 環境影響評価の項目等の選定に関する指針</p> <p>第 4 事業特性及び地域特性の把握</p> <p>第 5 環境影響評価の項目の選定</p> <p>第 6 調査、予測及び評価の手法</p> <p>第 7 参考手法</p> <p>第 8 調査の手法</p> <p>第 9 予測の手法</p> <p>第 10 評価の手法</p> <p>第 11 環境保全措置に関する指針</p> <p>第 12 環境保全措置の検討</p> <p>第 13 検討結果の検証</p> <p>第 14 検討結果の整理</p> <p>第 15 事後調査の実施</p> <p>第 16 事後調査の項目等の選定に関する指針</p> <p>第 17 方法書の作成</p> <p>第 18 準備書の作成</p> <p>第 19 評価書の作成</p> <p>第 20 報告書の作成</p> <p>第 21 環境影響を受ける範囲と認められる地域</p>	<p>「標準手法」を「参考手法」へ変更（ 2（ 1 ） ）</p>
<p>（趣旨）</p> <p>第 1 この指針は、愛知県環境影響評価条例（平成 10 年愛知県条例第 47 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、同条第 2 項各号に掲げる事項について定めるものとする。</p>	<p>同左</p>	
<p>（用語）</p> <p>第 2 この指針で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。</p>	<p>同左</p>	
<p>（環境影響評価の項目等の選定に関する指針）</p> <p>第 3 対象事業に係る条例第 4 条第 2 項第 1 号に規定する環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、第 4 から第 10 までに定めるところによる。</p>	<p>同左</p>	

<p>(事業特性及び地域特性の把握)</p> <p>第4 事業者(都市計画決定権者を含む。以下第14まで及び第17から第19までにおいて同じ。)は、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、当該選定を行うために必要と認められる範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象事業の内容(以下「事業特性」という。)並びに対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)及びその周囲の自然的社会的状況(以下「地域特性」という。)に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。</p>	同左	
<p>(1) 事業特性に関する情報</p> <p>ア 対象事業の種類(愛知県環境影響評価条例施行規則(平成11年愛知県規則第74号。以下「規則」という。)別表第1の上欄に掲げる対象事業の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる内容をいう。第17第1項第1号において同じ。)</p> <p>イ 対象事業の規模(規則別表第1の上欄に掲げる対象事業の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる規模に相当するものをいう。第17第1項第2号において同じ。)</p> <p>ウ 対象事業実施区域の位置</p> <p>エ 対象事業の諸元(規則別表第2及び第3の上欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元に相当するものその他の主な諸元をいう。第17第1項第4号において同じ。)</p> <p>オ 対象事業に係る工事の実施(以下「工事の実施」という。)に係る工法、期間、工程計画など工事計画の概要</p> <p>カ その他の対象事業に関する事項</p>	同左	
<p>(2) 地域特性に関する情報</p> <p>ア 自然的状況</p> <p>(ア) 気象、大気質その他の大気に係る環境の状況(環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定による環境上の条件についての基準(以下「環境基準」という。)の確保の状況を含む。)</p> <p>(イ) 騒音に係る環境の状況(環境基準の確保の状況を含む。)</p> <p>(ウ) 振動に係る環境の状況</p> <p>(エ) 悪臭に係る環境の状況</p> <p>(オ) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況(環境基準の確保の状況を含む。)</p> <p>(カ) 地形及び地質の状況</p> <p>(キ) 地盤、地下水及び土壌の状況(環境基準の確保の状況を含む。)</p> <p>(ク) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況</p> <p>(ケ) 景観、人と自然との触れ合いの活動の状況及び地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況</p>	同左	

<p>イ 社会的状況</p> <p>(ア) 人口及び産業の状況</p> <p>(イ) 土地利用の状況</p> <p>(ウ) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況</p> <p>(エ) 交通の状況</p> <p>(オ) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況</p> <p>(カ) 下水道の整備の状況</p> <p>(キ) 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p> <p>(ク) その他対象事業に関し必要な事項</p>	<p>イ 社会的状況</p> <p>(ア) 人口及び産業の状況</p> <p>(イ) 土地利用の状況</p> <p>(ウ) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況</p> <p>(エ) 交通の状況</p> <p>(オ) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況</p> <p>(カ) 下水道の整備の状況</p> <p>(キ) 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容</p> <p>(ク) その他対象事業に関し必要な事項</p>	<p>その他(2(3))</p>
	<p>2 事業者は、前項第1号に掲げる情報を把握するに当たっては、当該対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。</p>	<p>環境配慮に関する検討経緯の明確化(2(2))</p>
<p>2 事業者は、前項第2号に掲げる情報を入手可能な最新の文献その他の資料により把握するものとする。この場合において、事業者は、当該資料の出典を明らかにできるよう整理するとともに、必要に応じ、県又は関係する市町村、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする。</p>	<p>3 事業者は、第1項第2号に掲げる情報を入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。この場合において、事業者は、当該資料の出典を明らかにできるよう整理するとともに、必要に応じ、県又は関係する市町村、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする。</p>	<p>現状に加え過去の状況の推移及び将来の状況の把握(2(2))</p>
<p>(環境影響評価の項目の選定)</p> <p>第5 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、別表第1に掲げる環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下「影響要因」という。)について同表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境の構成要素(以下「環境要素」という。)に係る項目(以下「標準項目」という。)に対して、必要に応じ、項目の削除又は追加を行うことにより選定するものとする。</p>	<p>(環境影響評価の項目の選定)</p> <p>第5 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、別表第1に掲げる環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下「影響要因」という。)が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境の構成要素(以下「環境要素」という。)に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。この場合において、事業者は、同表においてその影響を受けるおそれがある環境要素に係る項目(以下「参考項目」という。)を勘案しつつ、第4の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定するものとする。</p>	<p>「標準項目」を「参考項目」へ変更(2(1))</p>
<p>2 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。この場合において、事業者は、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。</p>	<p>2 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。</p>	<p>「標準項目」を「参考項目」へ変更(2(1))</p>
<p>(1) 対象事業に係る工事の実施</p>	<p>(1) 対象事業に係る工事の実施(対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。)</p>	<p>既存工作物の撤去等による環境影響の把握(2(3))</p>

<p>(2) 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在（別表第1において「土地又は工作物の存在」という。）</p>	<p>同左</p>	
<p>(3) 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物において行われることが予想される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（規則別表第1の9の項の上欄に掲げる事業の種類であって同表の下欄に掲げる要件に該当するもの（第9第1項第4号及び別表第1において「埋立事業等」という。）を除く。別表第1において「土地又は工作物の供用」という。）</p>	<p>(3) 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物において行われることが予想される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。規則別表第1の9の項の上欄に掲げる事業の種類であって同表の下欄に掲げる要件に該当するもの（第9第1項第4号及び別表第1において「埋立事業等」という。）を除く。別表第1において「土地又は工作物の供用」という。）</p>	<p>既存工作物の撤去等による環境影響の把握（2（3））</p>
<p>3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。</p> <p>(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。別表第1において同じ。）</p> <p>ア 大気質 イ 騒音 ウ 振動 エ 悪臭 オ 水質（地下水の水質を除く。別表第1において同じ。） カ 水底の底質 キ 地形及び地質 ク 地盤・土壌 ケ 地下水の状況及び地下水質 コ 日照障害 サ その他の環境要素</p>	<p>同左</p>	
<p>(2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。別表第1において同じ。）</p> <p>ア 動物 イ 植物 ウ 生態系</p>	<p>同左</p>	
<p>(3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。別表第1において同じ。）</p> <p>ア 景観 イ 人と自然との触れ合いの活動の場 ウ 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況</p>	<p>同左</p>	

<p>(4) 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素</p> <p>ア 廃棄物等(廃棄物及び副産物をいう。第6第1項第7号及び別表第1において同じ。)</p> <p>イ 温室効果ガス等(排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。第6第1項第7号及び別表第1において同じ。)</p>	<p>同左</p>	
	<p>4 事業者は第1項の規定により項目を選定するに当たっては、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者(以下「専門家等」という。)の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。</p>	<p>項目や予測等の手法の選定に当たっての根拠の明確化(2(2))</p>
<p>4 第1項の規定による項目の削除は、次に掲げる項目について行うものとする。</p> <p>(1) 標準項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合における当該標準項目</p> <p>(2) 対象事業実施区域又はその周囲に、標準項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合における当該標準項目</p>	<p>5 第1項の規定により項目を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しないものとする。</p> <p>(1) 参考項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合</p> <p>(2) 対象事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合</p>	<p>「標準項目」を「参考項目」へ変更(2(1))</p>
<p>5 第1項の規定による項目の追加は、次に掲げる項目について行うものとする。</p> <p>(1) 事業特性により、標準項目以外の項目(以下この項において「標準外項目」という。)に関する環境影響が相当程度となるおそれがある場合における当該標準外項目</p> <p>(2) 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のア、イ又はウに規定する標準外項目に関する環境要素に係る環境影響を及ぼすおそれがあるものである場合における当該標準外項目</p> <p>ア 標準外項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象</p> <p>イ 標準外項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象</p> <p>ウ 標準外項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域</p>	<p>削除</p>	<p>「標準項目」を「参考項目」へ変更(2(1))</p>
<p>6 事業者は、第1項の規定による項目の削除及び追加を行うに当たっては、第4の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行うものとする。</p>	<p>削除</p>	<p>「標準項目」を「参考項目」へ変更(2(1))</p>
<p>7 事業者は、環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合にあっては、必要に応じ第1項の規定により選定した項目(以下「選定項目」という。)の見直しを行うものとする。</p>	<p>6 事業者は、環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合にあっては、必要に応じ第1項の規定により選定した項目(以下「選定項目」という。)の見直しを行うものとする。</p>	<p>その他(2(3))</p>
<p>8 事業者は、第1項の規定による項目の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、選定項目として選定した理由及び同項の規定により項目の削除を行った場合にあってはその理由を明らかにできるよう整理するものとする。</p>	<p>7 事業者は、第1項の規定による項目の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、選定項目として選定した理由を明らかにできるよう整理するものとする。</p>	<p>「標準項目」を「参考項目」へ変更(2(1))</p>

<p>(調査、予測及び評価の手法)</p> <p>第6 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法(以下第6において「手法」という。)は、事業者が、選定項目ごとに選定項目の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を踏まえ、第7から第10までに定めるところにより選定するものとする。</p>	同左	
<p>(1) 第5第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定項目については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化(当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。)の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。</p>	同左	
<p>(2) 第5第3項第2号ア及びイに掲げる環境要素に係る選定項目については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。</p>	同左	
<p>(3) 第5第3項第2号ウに掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴付ける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性(生態系の上位に位置する性質をいう。別表第2において同じ。)、典型性(地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。別表第2において同じ。)及び特殊性(特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。別表第2において同じ。)の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。</p>	同左	
<p>(4) 第5第3項第3号アに掲げる環境要素に係る選定項目については、景観に関し、景観資源の分布状況及び眺望の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。</p>	同左	
<p>(5) 第5第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定項目については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。</p>	<p>(5) 第5第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定項目については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の<u>状態及び利用</u>の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。</p>	その他(2(3))
<p>(6) 第5第3項第3号ウに掲げる環境要素に係る選定項目については、歴史的な町並みや伝統文化など市民生活の精神的なよりどころとなる歴史的文化的な環境の程度を把握できること。</p>	同左	

<p>(7) 第5第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定項目については、<u>廃棄物等及び温室効果ガス等</u>に関し、それらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。</p>	<p>(7) 第5第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定項目については、<u>廃棄物等</u>に関してはそれらの発生量、<u>最終処分量</u>その他の環境への負荷の量の程度を、<u>温室効果ガス等</u>に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。</p>	<p>廃棄物等の最終処分量などの把握（2（3））</p>
<p>2 事業者は、手法を選定するに当たっては、第4の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて選定するものとする。</p>	<p>2 事業者は、手法を選定するに当たっては、第4の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理するものとする。</p>	<p>項目や予測等の手法の選定に当たっての根拠の明確化（2（2））</p>
<p>3 事業者は、環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ手法の見直しを行うものとする。</p>	<p>同左</p>	
<p>4 事業者は、手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるように整理するものとする。</p>	<p>同左</p>	
<p>（標準手法） 第7 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定における<u>標準項目</u>に係る調査及び予測の手法の選定に当たっては、各標準項目ごとに別表第2に掲げる標準的な調査及び予測の手法（以下この項及び別表第2において「標準手法」という。）を基準として選定するものとする。この場合において、事業者は、次項に定めるところにより必要に応じ標準手法より簡略化された調査若しくは予測の手法（同項において「簡略化手法」という。）を選定し、又は第3項に定めるところにより必要に応じ標準手法より詳細な調査若しくは予測の手法（同項において「重点化手法」という。）を選定するものとする。</p>	<p>（参考手法） 第7 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定における<u>参考項目</u>に係る調査及び予測の手法の選定に当たっては、各参考項目ごとに別表第2に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この項及び別表第2において「参考手法」という。）を勘案しつつ、第4の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ選定するものとする。</p>	<p>「標準手法」を「参考手法」へ変更（2（1））</p>
<p>2 <u>簡略化手法</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合に選定するものとする。 (1) 当該標準項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。 (2) 対象事業実施区域又はその周囲に、当該標準項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。 (3) 類似の事例により当該標準項目に関する環境影響の程度が明らかであること。 (4) 当該標準項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、標準手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。</p>	<p>2 前項の規定により手法を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定するものとする。 (1) 当該参考項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。 (2) 対象事業実施区域又はその周囲に、当該参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。 (3) 類似の事例により当該参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。 (4) 当該参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考となる調査の手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。</p>	<p>「標準手法」を「参考手法」へ変更（2（1））</p>

<p>3 <u>重点化手法は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合に選定するものとする。</u></p> <p>(1) 事業特性により、当該標準項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。</p> <p>(2) 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のア、イ又はウに規定する標準項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。</p> <p>ア 当該標準項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象</p> <p>イ 当該標準項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象</p> <p>ウ 当該標準項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域</p>	<p>3 <u>第1項の規定により手法を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。</u></p> <p>(1) 事業特性により、当該参考項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。</p> <p>(2) 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のア、イ又はウに規定する参考項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。</p> <p>ア 当該参考項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象</p> <p>イ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象</p> <p>ウ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域</p>	<p>「標準手法」を「参考手法」へ変更（2（1））</p>
<p>（調査の手法）</p> <p>第8 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たっては、第7に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。</p>	<p>（調査の手法）</p> <p>第8 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たっては、第7に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。<u>この場合において、地域特性を踏まえるに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。</u></p>	<p>現状に加え過去の状況の推移及び将来の状況の把握（2（2））</p>
<p>(1) 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の現状に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報</p>	<p>(1) 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報</p>	<p>現状に加え過去の状況の推移及び将来の状況の把握（2（2））</p>
<p>(2) 調査の基本的な手法 国、県又は関係する市町村が有する文献その他の資料の入手、<u>専門家からの科学的知見の聴取</u>、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法</p>	<p>(2) 調査の基本的な手法 国、県又は関係する市町村が有する文献その他の資料の入手、<u>専門家等からの科学的知見の聴取</u>、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法</p>	<p>項目や予測等の手法の選定に当たっての根拠の明確化（2（2））</p>
<p>(3) 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。） 対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域</p>	<p>同左</p>	

<p>(4) 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（別表第2において「調査地点」という。）調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点</p>	<p>(4) 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（<u>第5項及び別表第2</u>において「調査地点」という。）調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点</p>	<p>その他（2（3））</p>
<p>(5) 調査に係る期間、時期又は時間帯（別表第2において「調査期間等」という。）調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯</p>	<p>(5) 調査に係る期間、時期又は時間帯（<u>第5項及び別表第2</u>において「調査期間等」という。）調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯</p>	<p>その他（2（3））</p>
<p>2 前項第2号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定項目に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の基本的な手法を選定するものとする。</p>	<p>同左</p>	
<p>3 第1項第5号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう調査に係る期間を選定するものとする。</p>	<p>3 第1項第5号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるように、<u>年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように調査に係る期間を選定するものとする。</u></p>	<p>その他（2（3））</p>
<p>4 事業者は、第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。</p>	<p>同左</p>	
<p>5 事業者は、第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、<u>調査地域の設定の根拠</u>、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。</p>	<p>5 事業者は、第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、<u>調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠</u>、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。</p>	<p>項目や予測等の手法の選定に当たっての根拠の明確化（2（2））</p>
<p>6 事業者は、第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにするものとする。</p>	<p>同左</p>	
<p>（予測の手法） 第9 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第7に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。</p>	<p>（予測の手法） 第9 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第7に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。</p>	<p>その他（2（3））</p>

<p>(1) 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、モデルによる実験、事例の引用又は解析その他の方法により、定量的に把握する手法（定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法）</p>	<p>同左</p>	
<p>(2) 予測の対象とする地域（第3項及び別表第2において「予測地域」という。）調査地域のうちから適切に選定された地域</p>	<p>同左</p>	
<p>(3) 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（別表第2において「予測地点」という。）選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的な地点</p>	<p>同左</p>	
<p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第2において「予測対象時期等」という。）工事の実施後の土地又は工作物において行われる事業活動その他の人の活動の開始（以下「供用開始」という。）後の定常状態になる時期及び工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯（埋立事業等にあつては、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯）</p>	<p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第2において「予測対象時期等」という。）工事の実施後の土地又は工作物において行われる事業活動その他の人の活動の開始（以下「供用開始」という。）後の定常状態になる時期及び<u>影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）並びに工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯（埋立事業等にあつては、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯）</u></p>	<p>その他（2（3））</p>
<p>2 前項第4号に規定する予測の対象とする時期については、供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合又は予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合にあっては、必要に応じ同号に規定する時期での予測に加え中間的な時期での予測を行うものとする。</p>	<p>2 前項第4号に規定する予測の対象とする時期については、<u>工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合に</u>あつては、必要に応じ同号に規定する時期での予測に加え中間的な時期での予測を行うものとする。</p>	<p>一部供用の時点での環境影響の把握（2（3））</p>
<p>3 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を明らかにできるようにするものとする。</p>	<p>3 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を<u>予測の結果との関係と併せて</u>明らかにできるようにするものとする。</p>	<p>項目や予測等の手法の選定に当たっての根拠の明確化（2（2））</p>

<p>4 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況(将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況)を勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、将来の環境の状況は、県又は関係する市町村が有する情報を収集して設定するとともに、将来の環境の状況の推定に当たって、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるように整理するものとする。</p>	<p>4 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況(将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況)を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、<u>当該地域の将来の環境の状況は、県又は関係する市町村が有する情報を収集して推定するとともに、将来の環境の状況の推定に当たって、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるように整理するものとする。</u></p>	<p>項目や予測等の手法の選定に当たっての根拠の明確化(2(2))</p>
<p>5 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要なときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。</p>	<p>5 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要なときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。<u>この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。</u></p>	<p>不確実性に関する検討の強化(2(2))</p>
<p>(評価の手法) 第10 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。</p>	<p>同左</p>	
<p>(1) 調査及び予測の結果並びに第12第1項の規定による検討を行った場合においては、その結果を踏まえ、対象事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する手法であること。</p>	<p>(1) 調査及び予測の結果並びに第12第1項の規定による検討を行った場合においては、その結果を踏まえ、対象事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。<u>この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。</u></p>	<p>評価に至った経緯や根拠の明確化(2(2))</p>
<p>(2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。</p>	<p>(2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、<u>当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。</u>この場合において、<u>工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。</u></p>	<p>評価に至った経緯や根拠の明確化(2(2))</p>
<p>(3) 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。</p>	<p>同左</p>	
<p>(環境保全措置に関する指針) 第11 対象事業に係る条例第4条第2項第2号に規定する環境の保全のための措置に関する指針については、第12から第15までに定めるところによる。</p>	<p>同左</p>	

<p>(環境保全措置の検討)</p> <p>第12 事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置(以下「環境保全措置」という。)を検討するものとする。</p>	同左	
<p>2 事業者は、前項の規定による検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置(第14第1項第4号及び第5号において「代償措置」という。)を検討するものとする。</p>	<p>2 事業者は、前項の規定による検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置(以下「代償措置」という。)を検討するものとする。</p>	その他(2(3))
<p>(検討結果の検証)</p> <p>第13 事業者は、第12第1項の規定による検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。</p>	同左	
<p>(検討結果の整理)</p> <p>第14 事業者は、第12第1項の規定による検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるように整理するものとする。</p> <p>(1) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</p> <p>(2) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度</p> <p>(3) 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響</p> <p>(4) 代償措置にあっては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由</p> <p>(5) 代償措置にあっては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容</p>	同左	
	(6) 代償措置にあっては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠	代償措置の効果等の根拠の明確化(2(2))
	2 事業者は、第12第1項の規定による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるように整理するものとする。	環境保全措置の検討経緯の明確化(2(2))

<p>(事後調査の実施)</p> <p>第 15 事業者は、次に掲げる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは事後調査を行うものとする。</p>	同左	
<p>(1) 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合</p>	同左	
	<p>(2) <u>工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合</u></p>	事後調査の必要性について検討すべき事項の追加(2(2))
	<p>(3) <u>代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合</u></p>	事後調査の必要性について検討すべき事項の追加(2(2))
<p>(2) 環境要素に係る環境影響を受けやすい地域において事業を実施する場合</p>	<p>(4) 環境要素に係る環境影響を受けやすい地域において事業を実施する場合</p>	その他(2(3))
<p>(3) 環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域において事業を実施する場合</p>	<p>(5) 環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域において事業を実施する場合</p>	その他(2(3))
<p>(4) 環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域において事業を実施する場合</p>	<p>(6) 環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域において事業を実施する場合</p>	その他(2(3))
<p>(事後調査の項目等の選定に関する指針)</p> <p>第 16 対象事業に係る条例第 4 条第 2 項第 3 号に規定する事後調査の項目及び当該項目に係る調査の手法を選定するための指針については、次に定めるところによる。</p>	同左	
<p>2 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>(1) 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。</p> <p>(2) 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。</p> <p>(3) 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。</p>	同左	
<p>3 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めるものとする。</p>	同左	
<p>(1) 事後調査を行うこととした理由</p>	同左	
<p>(2) 事後調査の項目及び手法</p>	同左	
<p>(3) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針</p>	同左	

<p>(4) 県又は関係する市町村その他の事業者以外の者(以下この号において「関係地方公共団体等」という。)が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該関係地方公共団体等との協力又は当該関係地方公共団体等への要請の方法及び内容</p>	同左	
<p>(5) 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の氏名(法人にあっては、その名称)並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容</p>	同左	
<p>(6) 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項</p>	同左	
<p>(方法書の作成) 第17 事業者は、条例第5条第1項の規定により対象事業に係る方法書に同項第2号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 対象事業の種類 (2) 対象事業の規模 (3) 対象事業実施区域の位置 (4) 対象事業の諸元 (5) 事業計画の策定時における環境配慮事項 (6) 前各号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項(既に決定されている内容に係るものに限る。)であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの</p>	同左	
	<p><u>2 事業者は、前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する対象事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにするものとする。</u></p>	<p>事業の背景、経緯、必要性について方法書での明確化(2(2))</p>
<p><u>2 事業者は、対象事業に係る方法書に条例第5条第1項第3号に掲げる事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果(当該資料の出典を含む。)を、第4第1項第2号に掲げる事項の区分に応じて記載するものとする。</u></p>	<p><u>3 事業者は、対象事業に係る方法書に条例第5条第1項第3号に掲げる事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果(当該資料の出典を含む。)を、第4第1項第2号に掲げる事項の区分に応じて記載するものとする。</u></p>	<p>その他(2(3))</p>
<p><u>3 事業者は、対象事業に係る方法書に第1項第3号に掲げる事項及び前項の規定により把握した結果を図面において示す場合には、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。</u></p>	<p><u>4 事業者は、対象事業に係る方法書に第1項第3号に掲げる事項及び前項の規定により把握した結果を図面において示す場合には、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。</u></p>	<p>その他(2(3))</p>
<p><u>4 事業者は、対象事業に係る方法書に条例第5条第1項第4号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由(標準項目を選定しなかった場合にあっては、その理由を含む。)を明らかにするものとする。</u></p>	<p><u>5 事業者は、対象事業に係る方法書に条例第5条第1項第4号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにするものとする。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとする。</u></p>	<p>項目や予測等の手法の選定に当たっての根拠の明確化(2(2))</p>

<p>5 事業者は、条例第5条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあっては、対象事業に係る方法書において、その旨を明らかにするものとする。</p>	<p>6 事業者は、条例第5条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあっては、対象事業に係る方法書において、その旨を明らかにするものとする。</p>	<p>その他(2(3))</p>
<p>(準備書の作成) 第18 事業者は、条例第13条第1項の規定により対象事業に係る準備書に条例第5条第1項第2号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 第17第1項第1号から第5号までに掲げる事項 (2) 対象事業の主要設備及び工作物の配置計画その他の土地の利用に関する事項 (3) 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画の概要 (4) 切土、盛土その他の土地の形状の変更に関する計画の概要 (5) 土石の捨て場又は採取場を設置する場合にあっては、当該土石の捨て場又は採取場に関する事項 (6) 供用開始後の定常状態における主要設備や工作物の稼働状況に関する事項 (7) 前各号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項(既に決定されている内容に係るものに限る。)であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの</p>	<p>同左</p>	
<p>2 第17第2項から第5項までの規定は、条例第13条の規定により事業者が対象事業に係る準備書を作成する場合について準用する。この場合において、第17第2項中「資料」とあるのは「資料及び必要に応じ県又は関係する市町村、専門家その他の第4第1項第2号に掲げる情報に関する知見を有する者からの聴取又は現地の状況の確認」と、第17第3項中「前項」とあるのは「第18第2項において準用する前項」と、第17第4項中「第5条第1項第4号」とあるのは、「第13条第1項第5号」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 第17第2項から第6項までの規定は、条例第13条の規定により事業者が対象事業に係る準備書を作成する場合について準用する。この場合において、第17第3項中「資料」とあるのは「資料及び必要に応じ県又は関係する市町村、専門家その他の第4第1項第2号に掲げる情報に関する知見を有する者からの聴取又は現地の状況の確認」と、第17第4項中「前項」とあるのは「第18第2項において準用する前項」と、第17第5項中「条例第5条第1項第4号」とあるのは、「条例第13条第1項第5号」と、第17第6項中「条例第5条第2項」とあるのは、「条例第13条第2項において準用する規定」と読み替えるものとする。</p>	<p>その他(2(3))</p>
<p>3 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第13条第1項第7号イに掲げる事項を記載するに当たっては、第8第5項、第9第3項及び第5項において明らかにできるようにするものとされた事項、第8第6項において比較できるようにするものとされた事項、第9第4項において明らかにできるように整理するものとされた事項並びに第10第3号において明らかにできるようにすることに留意するものとされた事項の概要を併せて記載するものとする。</p>	<p>3 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第13条第1項第7号イに掲げる事項を記載するに当たっては、第8第5項並びに第9第3項及び第5項において明らかにできるようにするものとされた事項、第8第6項において比較できるようにするものとされた事項、第9第4項において明らかにできるように整理するものとされた事項並びに第10において明らかにできるようにすることに留意するものとされた事項の概要を併せて記載するものとする。</p>	<p>その他(2(3))</p>

<p>4 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第 13 条第 1 項第 7 号ロに掲げる事項を記載するに当たっては、第 12 の規定による検討の状況、第 13 の規定による検証の結果及び第 14 各号に掲げる事項を記載するものとする。この場合において、条例第 13 条第 1 項第 7 号ロに掲げる環境の保全のための措置を講ずることとするに至った検討の状況については、その検討の経緯及び事業位置、基本的構造、工期及び運用条件等の内容を明らかにするものとする。</p>	<p>4 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第 13 条第 1 項第 7 号ロに掲げる事項を記載するに当たっては、第 12 の規定による検討の状況、第 13 の規定による検証の結果、第 14 第 1 項各号に掲げる事項及び第 14 第 2 項の規定による具体的な内容を記載するものとする。この場合において、条例第 13 条第 1 項第 7 号ロに掲げる環境の保全のための措置を講ずることとするに至った検討の状況については、その検討の経緯及び事業位置、基本的構造、工期及び運用条件等の内容を明らかにするものとする。</p>	<p>その他(2(3))</p>
<p>5 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第 13 条第 1 項第 7 号ハに掲げる事項を記載するに当たっては、同号イ及びロ並びに同項第 9 号に掲げる事項の概要を一覧できるように取りまとめて記載するものとする。</p>	<p>同左</p>	
<p>6 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第 13 条第 1 項第 9 号に掲げる事項を記載するに当たっては、第 16 第 3 項の規定により明らかにされた事項を記載するものとする。</p>	<p>同左</p>	
<p>(評価書の作成) 第 19 第 18 の規定は、条例第 21 条第 2 項の規定により事業者が対象事業に係る評価書を作成する場合について準用する。 2 事業者は、条例第 21 条第 2 項の規定により対象事業に係る評価書を作成するに当たっては、対象事業に係る準備書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。</p>	<p>同左</p>	
<p>(報告書の作成) 第 20 事業者は、条例第 30 条第 2 項の規定による対象事業に係る報告書には、条例第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 事後調査の項目及び手法 (2) 事後調査の結果 (3) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針 (4) 前各号に掲げるもののほか、事後調査に関し必要な事項</p>	<p>同左</p>	
<p>(環境影響を受ける範囲と認められる地域) 第 21 対象事業に係る条例第 6 条に規定する環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって 1 以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。 2 対象事業に係る条例第 14 条に規定する関係地域は、環境影響評価の結果によって 1 以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p>	<p>同左</p>	

別表第2 参考手法（第7関係）

参考項目		参 考 手 法
環境要素の区分	影響要因の区分	
硫黄酸化物	<p>工事の実施 建設機械の稼働等</p> <p>土地又は工作物の供用 ばい煙の排出</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 二酸化硫黄の濃度の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化硫黄の濃度の状況 二酸化硫黄に係る環境基準に規定する二酸化硫黄の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法</p> <p>3 調査地域 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 大気拡散式に基づく理論計算</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における硫黄酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 次のうち、いずれかの時期とする。 (1) 建設機械の稼働等による硫黄酸化物に係る環境影響が最大となる時期 (2) 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
窒素酸化物	<p>工事の実施 資材等の搬入及び搬出</p> <p>建設機械の稼働等</p> <p>土地又は工作物の供用 自動車の走行</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報についてはそれぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する窒素酸化物の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準</p>

	<p>航空機の運航</p> <p>飛行場の施設の供用</p> <p>ばい煙の排出</p> <p>製品、廃棄物等の搬入及び搬出</p> <p>廃棄物の搬入</p>	<p>による測定の方法</p> <p>3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 次のうち、いずれかの時期とする。 (1) 資材等の搬入及び搬出に用いる自動車の運行による窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期 (2) 建設機械の稼働等による窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期 (3) 計画交通量の発生が見込まれる時期 (4) 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
<p>浮遊粒子状物質</p>	<p>工事の実施 資材等の搬入及び搬出</p> <p>土地又は工作物の供用 自動車の走行</p> <p>航空機の運航</p> <p>飛行場の施設の供用</p> <p>ばい煙の排出</p> <p>製品、廃棄物等の搬入及び搬出</p> <p>廃棄物の搬入</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報についてはそれぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 大気の汚染に係る環境基準に規定する浮遊粒子状物質の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法</p> <p>3 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物</p>

		<p>質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 次のうち、いずれかの時期とする。 (1) 資材等の搬入及び搬出に用いる自動車の運行による浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期 (2) 計画交通量の発生が見込まれる時期 (3) 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
粉じん等	<p>工事の実施 資材等の搬入及び搬出</p> <p>建設機械の稼働等</p> <p>掘削、盛土等の土工</p> <p>土地又は工作物の供用</p> <p>廃棄物の埋立て</p> <p>機械等の稼働</p> <p>製品、廃棄物等の搬入及び搬出</p> <p>鉱物の掘採又は土石の採取の行為</p>	<p>1 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 次のうち、いずれかの時期とする。 (1) 資材等の搬入及び搬出に用いる自動車の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期 (2) 建設機械の稼働等による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期 (3) 掘削、盛土等の土工による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期 (4) 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
有害物質等	<p>土地又は工作物の供用</p> <p>ばい煙の排出</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 有害物質等の濃度の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 有害物質等の拡散の特性を踏まえて有害物質等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 有害物質等の拡散の特性を踏まえて調査地域における有害物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握</p>

		<p>握できる地点</p> <p>5 調査期間等 有害物質等の拡散の特性を踏まえて調査地域における有害物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、有害物質等の拡散の特性を踏まえて有害物質等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 有害物質等の拡散の特性を踏まえて予測地域における有害物質等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
建設作業等 騒音	工事の実施 建設機械の稼働等	<p>1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（騒音の状況については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第15条第1項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 建設機械の稼働等による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
	土地又は工作物の供用 機械等の稼働 廃棄物の埋立て	<p>1 調査すべき情報 騒音の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>

		<p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
道路交通騒音	<p>工事の実施 資材等の搬入及び搬出</p> <p>土地又は工作物の供用 自動車の走行</p> <p>製品、廃棄物等の搬入及び搬出</p> <p>廃棄物の搬入</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 道路交通騒音の状況 (2) 沿道の状況 (3) 対象事業により新設又は改築される道路の沿道の状況 (4) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（道路交通騒音の状況については騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 次のうち、いずれかの時期とする。 (1) 資材等若しくは製品、廃棄物等の搬入及び搬出に用いる自動車の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期 (2) 計画交通量の発生が見込まれる時期</p>
鉄道騒音	<p>土地又は工作物の供用 列車及び車両の走行</p>	<p>1 調査すべき情報 騒音の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については</p>

		<p>それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について(平成7年12月20日環境庁在来鉄道騒音指針検討会)に準拠した騒音の測定方法</p> <p>(2) 新幹線鉄道又は新幹線鉄道規格新線に係る鉄道施設の改良の事業にあつては新幹線鉄道騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
航空機騒音	土地又は工作物の供用 航空機の運航	<p>1 調査すべき情報 騒音の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(飛行場及びその施設の設置の事業にあつては騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を、飛行場及びその施設の変更の事業にあつては航空機騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行規則(昭和49年運輸省令第6号)第1条第1項に規定する算定方法若しくは、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則(昭和49年総理府令第43号)第1条に規定する算定方法</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>

<p>建設作業等 振動</p>	<p>工事の実施 建設機械の稼働等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 振動の状況 (2) 地盤の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 6 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 7 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 8 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 9 予測対象時期等 建設機械の稼働等による振動に係る環境影響が最大となる時期
	<p>土地又は工作物の供用 機械等の稼働 廃棄物の埋立て</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 振動の状況 (2) 地盤の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 6 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 7 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 8 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期

<p>道路交通振動</p>	<p>工事の実施 資材等の搬入及び搬出</p> <p>土地又は工作物の供用 自動車の走行</p> <p>製品、廃棄物等の搬入及び搬出</p> <p>廃棄物の搬入</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 道路交通振動の状況</p> <p>(2) 沿道の状況</p> <p>(3) 対象事業により新設又は改築される道路の沿道の状況</p> <p>(4) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>(5) 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（振動の状況については、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法</p> <p>振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>7 予測地域</p> <p>調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等</p> <p>次のうち、いずれかの時期とする。</p> <p>(1) 資材等若しくは製品、廃棄物等の搬入及び搬出に用いる自動車の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>(2) 計画交通量の発生が見込まれる時期</p>
<p>鉄道振動</p>	<p>土地又は工作物の供用 列車及び車両の走行</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 振動の状況</p> <p>(2) 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（振動の状況については、振動規制法施行規則別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p>

		<p>7 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
悪臭	<p>土地又は工作物の供用の埋立て</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 悪臭の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（臭気指数については、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第1条の規定により環境大臣が定める方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる区域</p> <p>4 調査地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査区域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査区域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期又は時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>7 予測区域 調査区域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる区域</p> <p>8 予測地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて予測区域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
水素イオン濃度	<p>工事の実施 掘削、盛土等の土工</p> <p>土地又は工作物の供用の汚水の排出</p>	<p>1 調査すべき情報 水素イオン濃度及びその調査時における流量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（水素イオン濃度の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する水素イオン濃度の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる区域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法</p>

		<p>事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて予測地域における水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 工事による水素イオン濃度に係る環境影響が最大となる時期</p>
水の汚れ	<p>土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p> <p>土地又は工作物の供用 休憩所の供用</p> <p>駅舎及び車両基地の供用</p> <p>飛行場の施設の供用</p> <p>ダム<small>せき</small>の堤体、堰<small>せき</small>の護岸等の供用</p> <p>汚水の排出</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 国又は関係する地方公共団体による水質に係る規制等の状況 (2) 河川にあつては生物化学的酸素要求量の状況（その調査時における流量の状況を含む。）、海域又は湖沼にあつては化学的酸素要求量の状況 (3) 流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の物質の収支に関する計算、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 次のうち、いずれかの時期とする。 (1) 埋立てにあつては護岸の工事及び埋立ての工事、干拓にあつては干拓の工事がしゅん功した時期 (2) 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
水の濁り	<p>工事の実施 掘削、盛土等の土工</p> <p>土地又は工作物の供用 休憩所の供用</p> <p>駅舎及び車両</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 濁度又は浮遊物質量の状況（河川にあつては、その調査時における流量の状況を含む。） (2) 流れの状況 (3) 土質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>

	<p>基地の供用</p> <p>ダム^{せき}の堤体、堰の護岸等の供用</p> <p>汚水の排出</p>	<p>3 調査地域 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の土砂による水の濁りの予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 次のうち、いずれかの時期とする。 (1) 工事に伴う土砂による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期 (2) 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
<p>溶存酸素量</p>	<p>土地又は工作物の供用</p> <p>ダム^{せき}の堤体、堰の護岸等の供用</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 溶存酸素量の状況 (2) 水温の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（溶存酸素量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する溶存酸素量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の溶存酸素量の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 溶存酸素の物質の収支に関する計算、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて予測地域における溶存酸素量に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>

		<p>9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
富栄養化	<p>土地又は工作物の供用 ダムの堤体、堰の護岸等の供用</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 富栄養化に係る事項及びその調査時における流量の状況 (2) 気象の状況 (3) 水温の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（富栄養化に係る事項のうち、水質汚濁に係る環境基準のあるものの状況については、当該環境基準に規定する測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の富栄養化の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 統計的手法、富栄養化に係る物質の収支に関する計算、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
	<p>土地又は工作物の供用 休憩所の供用 駅舎及び車両基地の供用 飛行場の施設の供用 汚水の排出</p>	<p>1 調査すべき情報 全窒素及び全燐の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、全窒素及び全燐の状況の情報については環境基準において定められた全窒素及び全燐に係る水質の汚濁についての測定の方法</p> <p>3 調査地域 全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>

		<p>6 予測の基本的な手法 全窒素及び全燐に係る物質の収支に関する計算、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
有害物質等	<p>土地又は工作物の供用 汚水の排出</p>	<p>1 調査すべき情報 有害物質等の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、環境基準の定められた項目は環境基準において定められた有害物質等に係る水質の汚濁についての測定の方法</p> <p>3 調査地域 有害物質等の拡散の特性を踏まえて有害物質等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 有害物質等の拡散の特性を踏まえて調査地域における有害物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 有害物質等の拡散の特性を踏まえて調査地域における有害物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 有害物質等の物質の収支に関する計算、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、有害物質等の拡散の特性を踏まえて有害物質等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 有害物質等の拡散の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
水底の底質	<p>工事の実施 掘削、盛土等の土工</p> <p>土地又は工作物の供用 汚水の排出</p>	<p>1 調査すべき情報 有害物質に係る底質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 しゅんせつ工事等により水底の状況が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 調査地域における底質の状況を把握するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 底質の状況を把握するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 有害物質に係る底質の状況を把握した上で、事例の引用又は解析</p>

		<p>7 予測地域 有害物質の拡散の特性を踏まえてしゅんせつ工事等による有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 有害物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 しゅんせつ工事等による有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>
重要な地形及び地質	<p>土地又は工作物の存在</p> <p>地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 地形及び地質の状況 (2) 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>4 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布及び成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 重要な地形及び地質の特性を踏まえて地形及び地質に係る環境影響を適切に予測できる時期</p>
地盤環境 (地盤の安定性)	<p>工事の実施 掘削、盛土等の土工</p> <p>土地又は工作物の存在</p> <p>地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p> <p><u>土地又は工作物の供用</u></p> <p><u>鉱物の掘採又は土石の採取の行爲</u></p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 地形、地質及び地盤の状況 (2) 地盤の安定性の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地盤についての状況が変化し、それによって地盤の安定性に影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地盤についての状況が変化し、それによって地盤の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地盤についての状況が変化し、それによって地盤の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間又は時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 地盤環境の特性を踏まえた調査地域における地盤の安定性の予測 地盤の安定性に関する地盤工学的解析若しくは事例の引用又は解析</p>

		<p>7 予測地域 調査地域のうち、地盤環境が影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 地盤についての状況が変化し、それによって地盤の安定性に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 地盤についての状況が変化し、それによって地盤の安定性に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
地盤環境 (地盤沈下)	<p>工事の実施 掘削、盛土等の土工</p> <p>土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p> <p><u>土地又は工作物の供用</u> <u>鉱物の掘採又は土石の採取の行為</u></p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 地形、地質及び地盤の状況 (2) 地下水の水位の状況 (3) 地下水の水位低下による地盤沈下の状況 (4) 荷重増加による地盤沈下の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地形、地質及び地盤の特性を踏まえて荷重の増加又は地下水の水位低下によって地盤沈下が生じるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地形、地質及び地盤の特性を踏まえて荷重の増加又は地下水の水位低下による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地形、地質及び地盤の特性を踏まえて荷重の増加又は地下水の水位低下による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間又は時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 地下水の水理に関する解析又は地盤の圧密に関する事例の引用又は解析 地盤沈下の時間的進行状況と最終沈下の状況の予測</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、地形、地質及び地盤の特性を踏まえて荷重増加又は地下水の水位低下による地盤沈下に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 地形、地質及び地盤の特性を踏まえて荷重の増加又は地下水の水位低下による地盤沈下に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 地形、地質及び地盤の特性を踏まえて荷重の増加又は地下水の水位低下による地盤沈下に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
土壌環境	<p>工事の実施 掘削、盛土等の土工</p> <p><u>土地又は工作物の供用</u> <u>鉱物の掘採又は土石の採取の行為</u></p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 土壌の分布と特性 (2) 土地利用及び居住状況 (3) 有害物質による汚染状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地形の改変を受ける地域及び地質の特性を踏まえて土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地形の改変により影響を受ける土壌の範囲を把握するとともに地質の特</p>

		<p>性を踏まえて調査地域における土壤汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地質の特性を踏まえて調査地域における土壤汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 土壤汚染に関する解析又は事例の引用若しくは解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、地形が改変される地域及び地質の特性を踏まえて土壤汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における土壤汚染に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 土壤環境については地形改変後の供用の時期とし、土壤汚染については残留性、蓄積性の汚染であることに留意し、施設の供用が定常状態にあるなど、土壤汚染に係る環境影響を適切に予測できる時期</p>
地下水の状況	<p>工事の実施 掘削、盛土等の土工</p> <p>土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p> <p><u>土地又は工作物の供用</u> <u>鉱物の掘採又は土石の採取の行為</u></p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 地形、地質及び地盤の状況 (2) 地下水の状況 (3) 地下水の利用の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地形、地質及び地盤の特性を踏まえて地下水の地下水位や地下水流動などの状況が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地形、地質及び地盤の特性を踏まえて調査地域における地下水の状況に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地形、地質及び地盤の特性を踏まえて調査地域における地下水の状況への環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 地下水の水理に関する解析、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、地形、地質及び地盤の特性を踏まえて地下水の状況が影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 地形、地質及び地盤の特性を踏まえて予測地域における地下水の状況に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 次のうち、いずれかの時期とする。 (1) 工事により地下水への影響が最大となる時期 (2) 施設が供用されて地下水への影響が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
地下水質	<p>土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 地下水質の状況 (2) 地下水の水位の状況 (3) 地質の状況</p>

	<p>立地及び工作物等の存在</p> <p>土地又は工作物の供用</p> <p>鉱物の掘採又は土石の採取の行為</p>	<p>(4) 地下水の利用の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 地下水質の物質の収支に関する計算、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における地下水質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 施設が供用されて地下水質に係る環境影響が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
日照阻害	<p>土地又は工作物の存在</p> <p>工作物等の存在</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 土地利用の状況</p> <p>(2) 地形の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理</p> <p>3 調査地域 土地利用及び地形の特性を踏まえて日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期</p> <p>5 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成</p> <p>6 予測地域 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>7 予測地点 土地利用及び地形の特性を踏まえて予測地域における日照阻害に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>8 予測対象時期等 施設の設置が完了するなど、日照阻害に係る環境影響を適切に予測できる時期</p>
流向及び流速	<p>土地又は工作物の存在</p> <p>地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p>	<p>1 調査すべき情報 流況の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流況特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがある</p>

	<p>土地又は工作物の供用 冷温排水</p>	<p>と認められる地域</p> <p>4 調査地点 流況特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流況特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 数理モデルによる理論計算又は水理模型実験</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、流況特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 次のうち、いずれかの時期とする。 (1) 流向及び流速に係る環境影響を的確に把握できる時期 (2) 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
<p>水温</p>	<p>土地又は工作物の供用 ダム^{せき}の堤体、堰の護岸等の供用 冷温排水</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 水温及びその調査時における流量の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水温の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域若しくは冷却水の取水口の前面</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 熱の収支に関する計算、数理モデルによる数値計算、水理模型実験、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて予測地域における水温に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
<p>(動物) 重要な種及び注目すべき生息地</p>	<p>工事の実施 建設機械の稼働等 掘削、盛土等の土工</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 脊椎動物、昆虫類^{むしごつ}その他主な動物に係る動物相の状況 (2) 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 (3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 (4) 代償措置を検討する場合における対象となる動物の特性や、現生息地</p>

	<p>土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p> <p>土地又は工作物の供用 自動車の走行</p> <p>汚水の排出</p> <p><u>鉱物の掘採又は土石の採取の行為</u></p>	<p>及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域並びに動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる周辺地域</p> <p>4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>海域に生息する動物</p>	<p>土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p> <p>冷温排水</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 魚等の遊泳動物、潮間帯生物（動物）、底生生物（動物）、動物プランクトン、卵・稚仔（以下「海生動物」という。）の主な種類及び分布の状況 (2) 干潟、藻場の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況 (3) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 (4) 代償措置を検討する場合における対象となる動物の特性や、現生息地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域並びに動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる周辺地域</p> <p>4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p>

		<p>7 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
(植物) 重要な種及び群落	<p>工事の実施 掘削、盛土等の土工</p> <p>土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p> <p>土地又は工作物の供用 汚水の排出</p> <p><u>鉱物の掘採又は土石の採取の行為</u></p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 維管束植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 (2) 重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 (3) 特に重要で、なおかつ大きな影響を受けるおそれがある種が存在する場合におけるその種の集団構造及び繁殖特性 (4) 代償措置を検討する場合における対象となる植物の特性、現生育地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域並びに植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る直接的及び間接的環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる周辺地域</p> <p>4 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る直接的及び間接的環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る直接的及び間接的環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る直接的及び間接的環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る直接的及び間接的環境影響を的確に把握できる時期</p>
海域に生育する植物	<p>土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p> <p>土地又は工作物の供用 冷温排水</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 潮間帯生物(植物)、海藻草類及び植物プランクトン(以下「海生植物」という。)の主な種類及び分布の状況 (2) 干潟、藻場の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況 (3) 代償措置を検討する場合における対象となる植物の特性、現生育地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域並びに植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる周辺地域</p>

		<p>4 調査地点 植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 海生植物及び干潟、藻場について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>地域を特徴付ける生態系</p>	<p>工事の実施 掘削、盛土等の土工</p> <p>土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p> <p>土地又は工作物の供用 汚水の排出</p> <p>冷温排水</p> <p><u>鉱物の掘採又は土石の採取の行為</u></p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 動植物その他の自然環境に係る概況 (2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 (3) 代償措置を検討する場合における注目される動植物の種又は生物群集の特性、現生息・生育地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による定性的、定量的情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析（動物種にあつては食物連鎖を通しての他生物との関係及び行動圏、植物種にあつては光をめぐる他生物（人間を含む。）との関係及び生育地の水条件に留意する。）</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>景観資源及び主要な眺望点並びに</p>	<p>土地又は工作物の存在 地形改変並び</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 景観資源の状況 (2) 主要な眺望点の状況</p>

<p>主要な眺望 景観</p>	<p>に造成地、埋 立地及び工作 物等の存在</p>	<p>(3) 主要な眺望景観の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理 及び解析</p> <p>3 調査地域 景観の特性を踏まえて景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観 に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 調査地域における景観の特性を踏まえて調査地域における景観資源及び 主要な眺望点並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価す るために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 調査地域における景観の特性を踏まえて調査地域における景観資源及び 主要な眺望点並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価す るために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 (1) 景観資源及び主要な眺望点について、新たに創出される景観と既存景 観への影響も含めた分布の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は 解析 (2) 主要な眺望景観について、完成予想図、フォトモンタージュ法その 他の視覚的な表現手法 (3) 眺めの変化の予測視点について、特に視点が限定されていない限り近 景域、中景域及び遠景域の三つの領域を網羅するよう、近景域での眺め の変化、中景域での眺めの変化、遠景域での眺めの変化等を各々に明ら かにした上で、総合的かつ累積的な影響の把握</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、調査地域における景観の特性を踏まえて景観資源及び 主要な眺望点並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがある と認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 調査地域における景観の特性を踏まえて景観資源及び主要な眺望点並び に主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な人と 自然との触 れ合いの活 動の場</p>	<p>工事の実施 資材等の搬入 及び搬出</p> <p>土地又は工作物 の存在 地形改変並び に造成地、埋 立地及び工作 物等の存在</p> <p>土地又は工作物 の供用 廃棄物の搬入</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用 環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理 及び解析</p> <p>3 調査地域 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との 触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地 域</p> <p>4 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主 要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価 するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主 要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価 するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間 帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の</p>

		<p>変更の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然と触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	<p>工事の実施 資材等の搬入及び搬出</p> <p>土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p> <p>土地又は工作物の供用 廃棄物の搬入</p>	<p>1 調査すべき情報 主要な歴史的文化的環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地域を特徴付ける歴史的文化的環境が影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 調査地域における地域を特徴付ける歴史的文化的環境に係る影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 調査地域における地域を特徴付ける歴史的文化的環境に係る影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域における地域を特徴付ける歴史的文化的環境に係る影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 調査地域における地域を特徴付ける歴史的文化的環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
廃棄物等	<p>工事の実施 掘削、盛土等の土工</p> <p>土地又は工作物の供用 ばい煙の排出</p> <p>汚水の排出</p> <p>環境に負荷を与える活動</p>	<p>1 予測の基本的な手法 廃棄物の種類ごとの発生量若しくは残土の発生量及びそれらの最終処分量その他の環境への負荷の量の程度の把握</p> <p>2 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>3 予測対象時期等 工事期間若しくは事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
温室効果ガス等	<p>土地又は工作物の供用 ばい煙の排出</p> <p>環境に負荷を与える活動</p>	<p>1 予測の基本的な手法 施設の稼働に伴い発生する温室効果ガスの発生量その他の環境への負荷の量の程度の把握</p> <p>2 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>3 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>

- 備考
- 1 「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
 - 2 「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。
 - 3 「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
 - 4 「注目種等」とは、地域を特徴付ける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
 - 5 「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 - 6 「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
 - 7 「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。